

会計監査人非設置（愛知県）知事所轄学校法人向け

学校法人の運営に 関する参考資料 （参考法令等）

指導検査で主に確認する事項まとめ

令和8年2月

愛知県県民文化局学事振興課私学振興室

目次

1. 理事会の招集手続関係	2
2. 評議員会の招集手続関係	3
3. 「予算及び事業計画」 関係	7
●学校法人の予算制度について	10
4. 「決算及び事業報告」 関係	21
(計算書類、事業報告の作成を含む)	
●私立学校法及び私立学校振興助成法に 基づく公認会計士又は監査法人の監査について	34
●決算書及び予算書の提出について	42
5. 役員等の報酬等の支給の基準関係	44
6. 自己の職務の執行の状況の理事会への報告関係	45
7. 理事の選任関係	46
8. 監事の選任関係	52
9. 評議員の選任関係	56
10. 理事会の議事録関係	59
11. 評議員会の議事録関係	61
12. 監事の監査関係	63
13. 財産目録関係	67
14. 資産総額の変更登記関係	70
15. 競業及び利益相反取引の制限関係	71

1. 理事会の招集手続関係

[標準的寄附行為 第17条(招集)]

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3、4 (省略)

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

[私立学校法 第41条(理事会の招集)]

第四十一条 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2、3 (省略)

[私立学校法 第44条(一般社団・財団法人法の規定の準用)]

第四十四条 一般社団・財団法人法第九十四条及び第九十八条の規定は、理事会について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第九十四条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、一般社団・財団法人法第九十八条第二項中「第九十一条第二項」とあるのは「私立学校法第三十九条第一項」と読み替えるものとする。

[一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第94条(招集手続)]

第九十四条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 (省略)

2. 評議員会の招集手続関係

[標準的寄附行為 第19条第4項(決議)]

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

書面→書面による意思表示

[標準的寄附行為 第40条(招集)]

電磁的方法→オンラインでの参加

第40条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2、3 (省略)

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

[私立学校法 第70条(評議員会の招集の手続等)]

第七十条 評議員会は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項

三 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

[私立学校法施行規則 第20条(評議員会を招集する場合に定める事項)]

第二十条 法第七十条第二項第四号(法第七十三条において準用する場合及び法第四百四十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 評議員会が開催される場所に存しない評議員が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

二 評議員会が開催される場所に存しない評議員が情報通信の技術を利用する方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

3 評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する。

4 評議員会を招集するには、理事は、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

5 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、学校法人の使用に係る電子計算機と評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて 文部科学省令 で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

[私立学校法施行規則 第42条第2項(提供書類等の評議員への提供)]

2 定時評議員会の招集通知(法第七十条第四項又は第五項(これらの規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。))の通知をいう。次項において同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 情報通信の技術を利用する方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供書類等が書面をもつて作成されている場合 情報通信の技術を利用する方法による当該書面に記載された事項の提供

ロ 提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 情報通信の技術を利用する方法による当該電磁的記録に記録された事項の提供

6 前二項の通知には、第二項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

[標準的寄附行為 第44条(招集手続の省略)]

第44条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

[私立学校法 第74条(招集手続の省略)]

第七十四条 第七十条第四項から第六項までの規定及び第七十二条第三項から第五項まで(これらの規定を前条において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

[私立学校法の改正に関する説明資料(令和7年3月25日更新)] P178~P182

Q2: 評議員会を招集する場合には、理事会において、評議員会の日時・場所・目的事項、議案概要等を定めることとなっているが、そのためにまず理事会を開催して決議を行う必要があるか。

すなわち評議員会を招集する前と、評議員会への諮問の後にそれぞれ理事会を開催する必要があるということでしょうか。【令和5年6月6日追加】

A2: そのとおりです。

Q3: 評議員会の日時、場所、目的、議案について、特定の理事に委任することは可能なのか。

A3: これらについては、理事会において定めなければならないとされていることから、特定の理事に委任することは不可能です。

Q 4：あらかじめ年間の評議員会日程や議案等を決議しておけば、その都度理事会を開催して評議員会の日程等の決議をする必要はないか。

また、急遽日程等に変更が生じた場合も、再度理事会の決議を得る必要があるのか。

加えて、定例の議案以外のものについて「その他」としてまとめ、柔軟に扱うことができるよう、包括的に理事会の決議を得てもよいのか。【令和5年6月6日更新】

A 4：前段についてはそのとおりですが、日程等の変更が生じた場合には再度理事会で決定する必要があります。

また、会議の目的である事項や議案の概要については理事会で具体的に決定する必要がありますので、「その他」としてあらかじめ包括的に会議の目的である事項や議案の概要を定めることは不適切であると考えます。

Q 5：評議員会の「会議の目的である事項」を理事会で決議する際、招集後から当日までの間に急遽発生する報告すべき事柄や、極めて細かな報告案件をまとめて報告するため、「その他の報告事項」という形で決議することは可能か。【令和5年8月1日追加】

A 5：議案の概要等をあらかじめ招集通知に記載する趣旨は評議員に準備の機会を与えることにあるところ、招集通知に「その他の報告事項」と記載された場合には、評議員として当該議題・議案について準備ができないことから、そのような記載は不適切であると考えます。

また、評議員会の招集通知の発送は、評議員会の日の1週間前までに行う必要があります、短縮することは認められていませんので、急遽報告事項が発生した場合に備えあらかじめ余裕をもって評議員会の招集通知を発送するか、急遽発生した報告事項のために、改めて評議員会の招集手続を行うことになると思います。

Q 6：理事会と評議員会を同日に開催することは可能か。理事会終了後同日に評議員会を開催する場合、理事会において評議員会の日時等を定め、1週間前までに通知をしなければならないので、評議員会開催直前に開催を決定することはできないという理解でよいか。

また、評議員会終了後、すぐに理事会を開催することは可能か。【令和7年3月25日更新】

A 6：定時評議員会については、理事会の承認を受けた計算書類・事業報告書を定時評議員会の招集通知に際して提供する必要があります（法第105条第1項）、招集通知は評議員会の1週間前までに行う必要があります（法第70条第4項）。

また、（理事会で承認した）計算書類及び事業報告書並びにその附属明細書を定時評議員会の1週間前の日から備え置く必要があります（第106条第1項）。

そのため、決算にかかる理事会と、決算について意見聴取を行う定時評議員会については、同日開催は不可能です。

その他の理事会・評議員会については、理事会については招集期間を短縮できること、評議員会は全員の同意があれば招集手続を経ることなく開催することができることから、必要な手続きがなされていれば、理事会・評議員会の同日開催や、評議員会終了後にすぐに理事会を開催することは可能です。

ただし、改正後の私立学校法第105条や第106条については、改正法附則第4条によりなお従前の例によることとなりますので、令和6年度決算に係る理事会と、令和6年度決算を報告等する令和7年度の定時評議員会に限っては、評議員の全員の同意があるなど必要な手続きがなされていれば、同時開催が可能です。

Q 7：第70条第2項において、評議員会招集の際、事前に理事会で定めるべきことが規定されています。

令和7年3月以前の理事会で、4月以降開催の評議員会の日時、場所、議案等をあらかじめ決めておくことは可能か。【令和6年6月14日追加】

A7：3月以前の理事会であらかじめ定めておくことも可能ですが、第70条第2項各号に規定される内容に変更が生じた場合には、その都度理事会において変更後の内容を決議し直す必要があるものと考えます。

Q8：第70条第2項第2号及び第3号の「会議の目的である事項」、「会議の目的である事項に係る議案」はそれぞれどのようなものを想定しているのか。

また、第3号において、「当該目的である事項が議案となるもの」とはどういう場合を指しているのか。【令和6年6月14日追加】

A8：第70条第2項第2号における「会議の目的である事項」は、いわゆる評議員会の議題を指し、決議事項、諮問事項、報告事項などとして取り扱われることとなる議題が該当するものと考えます。

これに対し、同項第3号の「会議の目的である事項に係る議案」は、具体的に決議に付すこととなる内容を指します。

例えば、監事の選任を例にとると、

「監事の選任について」＝会議の目的である事項（＝議題）

「監事として〇〇（個人名）を選任することについて」＝（会議の目的である事項に係る議案）

となります。

また、同項第3号の「当該目的である事項が議案となるもの」は、例えば会計監査人が1名しかいない場合における「会計監査人の解任について」という会議の目的（＝議題）のようなものを指します。

Q9：令和7年度に開催する評議員会の招集手続きを令和6年度中に行うことは可能か。

可能である場合、改正後の私立学校法に基づく手続きをする必要があるのか。【令和6年12月20日追加】

A9：可能です。

改正法施行前に行う招集については、改正前の私立学校法に基づく手続きを行うこととなります。

3. 「予算及び事業計画」関係

[標準的寄付行為 第50条(予算及び事業計画)]

第50条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

[私立学校法 第99条(予算及び事業計画)]

第九十九条 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

[私立学校法 第98条(会計年度)]

第九十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

[私立学校法 第36条第3項第6号(理事会の職務等)]

3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。
六 予算及び事業計画の作成又は変更

[標準的寄付行為 第36条第2項第3号(評議員会の職務等)]

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(3) 予算及び事業計画の作成又は変更

[私立学校法 第66条第2項第2号(評議員会の職務等)]

2 評議員会は、次に掲げる職務を行う。

二 この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。

[私立学校振興助成法 第14条第1項(所轄庁への書類の提出等)]

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人(以下この条において「助成対象学校法人」という。)は、収支予算書を作成しなければならない。

[私立学校振興助成法 第4条第1項

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)]

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

[私立学校振興助成法 第9条(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)]

第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

[標準的寄附行為 第19条 (決議)]

第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) この寄附行為の変更
- (2) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (3) 基本財産の処分
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 残余財産の帰属者の決定
- (6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 (省略)

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

[私立学校法 第42条 (理事会の決議)]

第四十二条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理事会の決議は、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- 一 第百八条第一項の理事会の決議 議決に加わることができる理事の数の三分の二（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって決する方法

[私立学校法 第108条第1項 (寄附行為の変更)]

第百八条 寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。

2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- 二 第百九条第一項第一号及び第百二十六条第一項の理事会の決議 理事の総数の三分の二（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって決する方法

[私立学校法 第109条第1項第1号 (解散及び清算並びに合併)]

第百九条 学校法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 理事会の決議による決定

[私立学校法 第126条第1項 (合併手続)]

第百二十六条 学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならない。

- 3 前二項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

- 4 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が書面又は学校法人の使用に係る電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより理事会の議決に加わることができるものとする事ができる。

[私立学校法施行規則 第8条 (情報通信の技術を利用する方法)]

第八条 法第二十七条第三項第四号、第四十二条第四項、第七十条第五項及び第七十二条第四項（法第七十三条において準用する場合及び法第四百七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

●学校法人の予算制度について

学校法人の予算制度については、文部省に設置された「学校法人財務基準調査研究会」にて検討が行われた後、文部省へ報告され、文部省管理局長名で周知されている。

【学校法人の予算制度に関する報告（第1号）について】

雑 管 第 5 1 号

昭和 47 年 4 月 28 日

文部大臣所轄学校法人理事長殿

文部省管理局長 安嶋 彌

「学校法人の予算制度に関する報告（第1号）について」について（通知）

このことについて、昭和47年3月16日に学校法人財務基準の調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので、送付します。

予算制度は、学校法人の諸活動についての具体的な計画策定を行ない、学校法人全般にわたる合理的な運営を行なううえで欠くことのできないものであります。

各学校法人においては、予算制度の整備およびその運営にあたっては、この報告の趣旨を参考として適切な処理がなされるよう願います。

別添

学校法人の予算制度に関する報告（第1号）について

（昭和47年3月16日 学校法人財務基準調査研究会）

学校法人の予算制度については、当調査研究会議において検討中であるが、このほど結論を得た部分について別紙の通り報告します。

I 予算制度の意義

1 予算制度

学校法人の予算は、学校法人の教育研究その他の活動の具体的な計画を、所要の計算体系にもとづいて、科目と金額とにより表示し、総合編成したものであり、学校法人全般にわたる運営に役立てられるものである。この予算の編成と実行のための組織および手続きを予算制度という。

2 計画と予算

予算は、具体的な計画の実現を可能ならしめるための資金的な裏付けを行なうものである。この場合において、学校法人の利用可能な資金は有限であるから、学校の目的実現のため多様な事業計画およびそれらの組合せのうち、総体として最大の効果を発揮できるような計画の選択と資金の配分が行なわれることが期待される。

3 予算の実行

学校法人の諸活動は、財政上の観点からは、予算の実行として理解され、また、予算の実行にあたっては予算に対し過不足のない収支の実行が要請される。

このことは、予算制度のもつ統制機能によるものであって、この統制機能は、まず業務執行の懈怠をチェックする面に作用すると同時に、業務執行が予算の範囲を逸脱することを防止する面に効果を発揮する。しかしながら、統制機能の意味が誤って理解されると、教職員の活動意欲を阻害する場合もなしとしない。

以上の点から、慎重に決定された予算にもとづく学校法人の適正な運営が望まれる。

II 学校法人財政の特性と予算制度

私立学校法第42条によれば、学校法人の予算については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない旨を定めている。法はその具体的内容を規定していないが、従来慣行から学校法人にとって予算制度は必須のものであることを前提としており、任意のものではないと解される。

また、学校法人会計基準（昭和45年5月2日報告）は、「学校法人は、その諸活動の計画について予算を編成し、予算にもとづいて運営される。」と規定し、予算制度を学校法人会計の基礎的前提のひとつにあげている。そもそも学校は公の性質を有するものであり、私立学校を設置する学校法人は、その公共性と自主性を確保するために、財政的にも健全な維持と発展とを期するものでなければならない。学校法人の健全な維持と発展は、長期的な観点にもとづく財政計画ないしは予算の整備を欠いては合理的な実現が困難である。

このように学校法人にとってとくに予算制度が重視されなければならないのは、およそ次のような学校法人財政の特性によるものと考えられる。

1 資金源泉の公共性

学校法人の資金源泉の主要なものは、学生生徒等納付金であり、また、近時国・地方公共団体等からの補助金が占める割合が増加してきている。さらに、学校法人の多様な資金源泉の中には、学費負担者以外の第三者による善意の寄付金も多かれ少なかれ含まれている。

このように、学生生徒等納付金のみならず、国民の税金や善意の寄付金を資金の源泉にあおぐ場合、その適正な使用についてとくに努力を払わなければならないのは当然であり、予算制度はその効果的な使用の計画と、実際の使用過程における無駄や浪費の排除のために、必須の制度と理解される。

2 収入・支出要因の固定性

学校法人の主要な財源である学生生徒等納付金収入は、学生生徒等の数と授業料等の単価との積として算出されるが、教育の1サイクル（修業年限）の期間において、授業料等学費の単価はそのサイクルの途中でたやすく変更できない場合が多く、学生生徒等の数もサイクルのはじめに確定した人数が卒業までにほとんど増減しないのが通常である。このため、収入についてはもとより、支出についても、その教育プログラムの1サイクルが終了するまでは、これに必要な支出として当初計画した額を自由に変更することは實際上困難である。

このように、当初の計画が単に1会計年度にとどまらず、以後、数年度にわたって学校法人の財政に固定的な影響を及ぼし、その点で当初計画の適否は学校法人の財政に決定的な意味をもつといえよう。

3 資産運用上の損失の特性

学校法人の資産に対しては、何びとの所有権も持分関係も成立しないので、学校法人の運営上その資産に損失が生じても、それが「善良な管理者の注意」の明らかな欠如によるものでない限り何びともその損失を負担できる関係にはない。このことは元入資本出資者が損失をすべて負担する営利事業の場合とは異なる点である。

また、学校法人の収入・支出の関係は、営利事業のように収益をもって費用を回収するという過程をもたず、学校法人の収入は一方的に消費されるにすぎないのである。

（付記）

もとより、予算制度は予算制度そのもののためではなく、あくまでも学校法人の合理的な運営のための用具である。以上のような予算制度の意義に対する共通の理解の上にたつて、今後学校法人の予算制度の運営に役立つ研究を推進し、逐次その成果を報告する予定である。

【学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第2号）について】

雑 管 第 5 1 号
昭和 47 年 8 月 10 日

文部大臣所轄学校法人理事長殿

文部省管理局長 安嶋 彌

学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第2号）について（通知）

学校法人の予算制度については、昭和47年4月28日付け雑管第51号で学校法人財務基準の調査研究会から中間報告第1号として報告を受けた部分について通知しましたが、昭和47年7月17日に同研究会から中間報告第2号として、**別添**のとおり報告を受けましたので送付します。

各学校法人においては、予算制度の整備および運営にあたっては、この報告の趣旨を参考として適切に措置されるよう願います。

別添

学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第2号）について

（昭和47年7月17日学校法人財務基準調査研究会報告）

学校法人の予算制度については、昭和47年3月16日に予算制度の意義および学校法人財政の特性と予算制度に関する部分を中間報告第1号として報告しましたが、その後、当調査研究会において引き続き検討を行なった結果、このほど結論を得た部分について、**別紙**のとおり（中間）報告します。

別紙

学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第2号） 「学校法人の予算制度の一般原則について」

I 包括性について

学校法人の予算は、学校法人の諸活動のすべての領域を包含すべきである。一般企業において見られるような特定領域・特定項目に限定した予算制度をとることは適当ではない。

このことは、すでに述べた学校法人財政の特性（中間報告第1号II参照）によるもので、学校法人財政の健全な維持と発展のために必須の要件である。また、これは、たとえば、文部省令「学校法人会計基準」第6条において、予算と決算の対比を前提として、「学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容……を明らかにする」と規定していることによっても明らかである。

II 予算の体系化について

学校法人の予算は、体系的に整備されたものであることが重要である。予算の体系化にあたっては、次の2点を考慮する必要がある。

1 部門予算と総合予算との関連

学校法人の予算制度においては、各部門の特質と法人の総合的観点からの方針とを有機的に結合して、総合予算を編成することが必要である。

すなわち、学校法人の予算は、各部門間の平均化とか経済性のみにとらわれることなく、教育上の理念と方針とが各部門の諸計画に具体化されるように、また、これらの諸計画が効果的に遂行できるように、各部門予算と総合予算との調和的關係を保持して編成されるべきものである。

2 長期計画と予算との関連

予算は、通常1年の期間を単位として編成される。しかし、その内容は、法人の長期計画と密接に関連していることが重要である。

たとえば、学校法人が、学事に関する基本的な改善や拡充のための企画をとりあげる場合には、財政面の裏付けを伴った長期計画を基礎とする必要がある。このような長期計画にもとづいて各年度に分割された実施計画が予算におりこまれなければならない。

III 予算書の種類について

学校法人会計基準（昭和45年5月2日報告）のII一般基準2・8には、「予算と実算とは、ともに共通の会計基準にもとづかなければならない。」と規定されている。

これは、予算における計算書の種類についても通用すべきものと考えられる。したがって、学校法人の予算においては、資金収支予算書と消費収支予算書とが必ず作成されるべきものである。

なお、貸借対照表および各種内訳表に係る予算書は必須のものとはいいがたいが、これらの予算書を作成する場合は、その効果的な利用が望まれる。

IV 予算管理組織の制度化について

学校法人における予算の編成と実行に関する関係各部門の関与の程度や権限・責任のあり方は、学校法人の規模、その運営に関する考え方および関係者の能力等に応じて多種多様であると思われる。

しかしながら、学校法人の予算制度は、一定の管理組織の上に一定の手続きによって実算との有機的關係において保持されることが望ましいので、予算の編成・実行のための管理組織を確定し、予算管理上の責任と権限を明確にしておく必要がある。

V 会計組織の整備について

学校法人の予算制度は、必要な会計組織の整備を前提とするものである。

会計組織の整備にあたっては、実算が予算編成のための資料を提供しうるとともに予算と実算との対比が常時行なえるようにする必要がある。これは、予算と実算との差異により適時、適切に必要な措置をとることを可能とするためである。

VI 関係者の意欲喚起について

学校法人の予算は、すべての予算関係者の意欲を喚起するようなものでなければならない。予算が必要以上に拘束的であったり、予算内容の改善や拡充の明確な将来目標および実現時期が示されないまま節約が強制されるような場合は、関係者の予算制度への積極的意欲を阻害する結果になりかねない。

予算制度の効果的運用は、理事者も一般教職員も含めて学校法人のすべての関係者の一致した意欲によって支えられるものであり、意欲喚起の方法としては、責任・権限の明確化、予算編成方針の明確化と徹底、理事者による学内の実情把握への不断の熱意と財源開拓のための創意工夫などが考えられる。

【学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第3号）について】

雑 管 第 5 1 号

昭和 47 年 9 月 28 日

文部大臣所轄学校法人理事長殿

文部省管理局长 安嶋 彌

「学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第3号）について」について（通知）

学校法人の予算制度については、すでに学校法人財務基準の調査研究会から中間報告第1号および第2号として報告を受けた部分について通知しましたが、昭和47年9月19日に同研究会から中間報告第3号として、**別添**のとおり報告を受けましたので送付します。

各学校法人においては、予算の編成にあたり、この報告の趣旨を参考として適切に措置されるようお願いいたします。

別添

学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第3号）について

（昭和47年9月19日学校法人財務基準調査研究会報告）

学校法人の予算制度については、すでに一部中間報告しましたが、その後、引き続き検討を行なった結果、このほど結論を得た部分について、**別紙**のとおり（中間）報告します。

別紙

学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第3号） 「予算の編成について」

I 予算編成の時期について

年度予算は、当該予算年度の開始前に編成し、かつ、所定の手続きを経て確定しなければならない。

II 事業計画と予算について

予算は、具体的な事業計画にもとづいて、編成されなければならない。予算編成を困難にさせるような事業計画案があるときは、これを再検討し、事業計画と予算との一体化をはかる必要がある。

III 予算編成方針の明示について

理事長は、学事およびその他の活動の重点、目標および重要な制約条件を、予算編成の基本方針として、あらかじめ予算の編成と実行の関係者に明示しなければならない。

IV 予算編成上の諸要件について

- 1 予算は、予算編成方針に従って編成されなければならない。
- 2 予算の編成にあたっては、事業計画実現の確実性、能率性および支出の経済性を保持するように配慮する必要がある。
- 3 支出予算における資金の配分については、支出の効果が総体として最大になるように配慮する必要がある。
- 4 予算金額の見積りの正確性と客観性は、適切な資料によって裏付けられなければならない。
- 5 数年度にわたる予算に関連する事項の各年度における予算の見積りおよび複数の予算項目に関連する予算の見積りについては、それぞれ首尾一貫したものでなければならない。

V 予算の修正について

年度の途中において、事情の変化により、当初の事業計画または予算を実行することが不適当になった場合は、すみやかに、事業計画または予算の修正の手続きをとらなければならない。

VI 予算関係資料の整備について

予算については、その編成の経過および内容を明らかにするため、次のものを含む予算関係資料を整備する必要がある。

- (1) 事業計画および予算編成方針にかかる資料
- (2) 予算の見積りにかかる資料
- (3) 予算の審議、決定の経過にかかる資料
- (4) 予算、実算の差異分析、実行結果の評価等にかかる資料
- (5) 次年度予算の編成等に引き継ぐべき事項に関する資料

VII 予算編成における会計基準の適用について

学校法人会計基準（昭和45年5月2日報告）のⅡ一般基準2・8は「必要な時点と期間とについて、予算と実算との合理的な対照がなされなければならない。予算と実算とは、ともに共通の会計基準にもとづかなければならない。」と規定している。したがって、予算が会計基準に準拠しなければならないことは当然であるが、予算の円滑な実行をはかるため、とくに予算科目の設定にあたっては、予算管理に役立つよう、じゅうぶん配慮する必要がある。

VIII 予算の明示について

- 1 予算は、予算書に明瞭に表示されなければならない。
- 2 予算は、その実行について理解と協力を得るため、適切な説明を付して、予算の編成と実行の関係者に周知させる必要がある。

【学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第4号）について】

雑 管 第 5 1 号
昭和 47 年 11 月 14 日

文部大臣所轄学校法人理事長殿

文部省管理局长 安嶋 彌

「学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第4号）について」について（通知）

学校法人の予算制度については、すでに学校法人財務基準の調査研究会から中間報告第1号、2号および第3号として報告を受けた部分について通知しましたが、昭和47年10月24日に同研究会から中間報告第4号として、**別添**のとおり報告を受けましたので送付します。

各学校法人においては、予算の実行にあたっては、この報告の趣旨を参考として適切に措置されるよう願います。

別添

学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第4号）について
（昭和47年10月24日学校法人財務基準調査研究会報告）

学校法人の予算制度については、すでに一部中間報告しましたが、その後引き続き検討を行なった結果、このほど結論を得た部分について、**別紙**のとおり（中間）報告します。

学校法人の予算制度に関する報告（中間報告第4号） 「予算の実行について」

I 予算の遵守

予算の実行を担当する者は、予算に表明された事業計画を予算の定めるところに従って達成する責任と権限をもつ。それゆえ、予算の実行を担当するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 責任をもって予算を実行すること。
- 2 予算額を超える支出をしてはならないこと。
- 3 定められた目的外に予算を使用してはならないこと。

II 予算の弾力的運用

1 予備費の使用および予算の流用は、所定の手続を経て行なわなければならない。

2 収入と支出の間に相関関係が認められる補助活動事業、受託事業等について、収入の増加に伴い予算額を超えて支出することがあらかじめ承認されている場合には、所定の手続を経てその支出を行なうことができるものとする。

III 予算実行の管理

予算の実行を担当する者および予算の管理事務を担当する者は、次の事項に留意して予算の実行が適切に行なわれるようにする必要がある。

- 1 予算の実行を担当する者は、予算の実績を常時把握し、これを予算および事業計画とは対比して予算実行の経過および結果の検討を行ない、適時、適切な措置をとらなければならないこと。
- 2 予算の管理事務を担当する者は、予算の実行を担当する者に対し、適時に1の検討に必要な資料を提供しなければならないこと。とくに予算と実績との間に異常な差異を予見し、または発見したときは、遅滞なくこれを予算の実行を担当する者に通知すること。

IV 予算実行の結果報告

- 1 理事長は、年度終了後、すみやかに事業報告および決算報告をもって事業計画および予算の実行結果を明らかにし、所定の承認を経なければならない。
- 2 予算と実績との間に著しい差異があるときは、上記の報告において、その事由を明らかにしなければならない。

4. 「決算及び事業報告」関係（計算書類、事業報告の作成を含む）

[標準的寄付行為 第39条（（定時評議員会）の開催）]

第39条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

→他に、「毎年度5月に1回開催」

「毎会計年度終了後3月以内に1回開催」

[私立学校法 第69条（評議員会の招集の時期）]

第六十九条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

[標準的寄付行為 第59条（事業報告及び決算）]

第59条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告 (→事業報告書)

(2) 事業報告の附属明細書 (→事業報告書の附属明細書)

(3) 計算書類 (→貸借対照表及び収支計算書)

(4) 計算書類の附属明細書 (→固定資産明細書、借入金明細書、基本金明細書)

(5) 財産目録 (→財産目録)

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 (省略)

[標準的寄付行為 第60条（財産目録等の備置き及び閲覧等）]

第60条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第66条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号（①事業報告書、②事業報告の附属明細書、③計算書類、④計算書類の附属明細書、⑤財産目録）及び前項の書類（役員等名簿）、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

[私立学校法 第103条（計算書類等の作成及び保存）]

第百三条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

[学校法人会計基準 第15条（成立の日の貸借対照表）]

第十五条 法第百三条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、学校法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成するものとする。

2 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

[学校法人会計基準 第16条 (各会計年度に係る計算書類)]

第十六条 法第百三条第二項の規定により学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類は、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表
- 二 次に掲げる収支計算書
 - イ 事業活動収支計算書
 - ロ 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

[学校法人会計基準 第40条 (計算書類の注記)]

第四十条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針
- 二 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額
- 三 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額
- 四 金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額
- 五 担保に供されている資産の種類及び額
- 六 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
- 七 当該会計年度の末日において第十三条第一項第四号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策
- 八 セグメント(学校法人を構成する一定の単位をいう。)情報
- 九 重要な偶発債務
- 十 子法人に関する事項
- 十一 学校法人の出資による会社に係る事項
- 十二 関連当事者との取引の内容に関する事項
- 十三 学校法人間の財務取引
- 十四 重要な後発事象
- 十五 前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

[学校法人会計基準 第41条 (附属明細書の記載方法等)]

第四十一条 法第百三条第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、次に掲げるものとする。

- 一 固定資産明細書
- 二 借入金明細書
- 三 基本金明細書
- 2 前項の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。
- 3 第一項の附属明細書には、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

[私立学校法施行規則 第 29 条 (事業報告書)]

第二十九条 法第百三条第二項 (法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。) の規定による事業報告書及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該学校法人 (法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人) の状況に関する重要な事項 (計算関係書類 (計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。)) の内容となる事項を除く。)

二 **法第三十六条第三項第五号** (法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。) の体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

[私立学校法 第 36 条第 3 項第 5 号 (理事会の職務等)]

3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。

五 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備

3 事業報告書の附属明細書は、事業報告書の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

[会社法施行規則 第 128 条 (事業報告の附属明細書の内容)]

第二百二十八条 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容とするものでなければならない。

2 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社であるときは、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが第二百一十一条第八号の重要な兼職に該当する会社役員 (会計参与を除く。) についての当該兼職の状況の明細 (重要でないものを除く。) を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。この場合において、当該他の法人等の事業が当該株式会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

3 当該株式会社とその親会社等との間の取引 (当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。) であつて、当該株式会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第百十二条第一項に規定する注記を要するもの (同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものに限る。) があるときは、当該取引に係る第百十八条第五号イからハまでに掲げる事項を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。

3 計算書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 学校法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

[私立学校法 第104条 (計算書類等の監査等)]

第百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

[私立学校法施行規則 第30条 (計算関係書類の監査)]

第三十条 法第百四条第一項及び第二項（これらの規定を法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の監査（計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この節において同じ。）に係るものに限る。以下この節において同じ。）については、この節に定めるところによる。

- 2 前項に規定する監査には、公認会計士法第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

[私立学校法施行規則 第31条 (監査報告の内容)]

第三十一条 監事（会計監査人を置く学校法人（法第百五十二条第六項の規定において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この節において同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 計算関係書類が当該学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 四 追記情報
- 五 監査報告を作成した日

- 2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

- 一 会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

[私立学校法施行規則 第32条 (監査報告の通知期限等)]

第三十二条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

- 2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

- 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事
- 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、**文部科学省令**で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

[私立学校法施行規則 第33条 (計算関係書類の提供)]

第三十三条 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

[私立学校法施行規則 第34条 (会計監査報告の内容)]

第三十四条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
- 二 計算関係書類が当該学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由
 - ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由
- 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
- 四 追記情報
- 五 会計監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

[私立学校法施行規則 第 35 条 (会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の内容)]

第三十五条 会計監査人を置く学校法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）
- 三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつているものを除く。）
- 四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

[私立学校法施行規則 第 36 条 (会計監査報告の通知期限等)]

第三十六条 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
 - 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
 - 三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。
- 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第三十八条において同じ。）。
- 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事
- 5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第三十八条において同じ。）。
- 一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

[私立学校法施行規則 第 37 条 (会計監査人の職務の遂行に関する事項)]

第三十七条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

[私立学校法施行規則 第38条(会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の通知期限)]
 第三十八条 会計監査人を置く学校法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 会計監査報告を受領した日(第三十六条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日)から一週間を経過した日
 - 二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

3 前二項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告(会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第一項及び第百六条において同じ。)の内容を踏まえて行うものとする。

[私立学校法の改正に関する説明資料(令和7年3月25日更新)] P231

Q1: 監事と会計監査人の役割分担はどのようになるのか。【令和6年6月14日更新】

A1: 会計監査人を置く学校法人の場合、計算関係書類及び財産目録に関する会計監査は会計監査人が行い(改正後の私立学校法施行規則第34条)、監事は、会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性などを監査することになります(改正後の私立学校法施行規則第35条)。

監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより、監事及び会計監査人による監査機能の実効性を確保することが重要になります。

[私立学校法 第105条(計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等)]
 第五十五条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。

[私立学校法施行規則 第42条(提供書類等の評議員への提供)]

第四十二条 法第五十五条第一項(法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による計算書類及び事業報告書並びに監査報告(会計監査人を置く学校法人にあつては、会計監査報告を含む。以下この条において「提供書類等」という。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

2 定時評議員会の招集通知(法第七十条第四項又は第五項(これらの規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の通知をいう。次項において同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

- 一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
 - イ 提供書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供
 - ロ 提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供
- 二 情報通信の技術を利用する方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
 - イ 提供書類等が書面をもつて作成されている場合 情報通信の技術を利用する方法による当該書面に記載された事項の提供
 - ロ 提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 情報通信の技術を利用する方法による当該電磁的記録に記載された事項の提供
- 3 理事は、計算書類又は事業報告書の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を发出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

2 理事は、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。

3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

[私立学校法 第 106 条 (計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等)]

第一百六条 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2、3、4 (省略)

[私立学校法 第 107 条 (財産目録等の作成、備置き及び閲覧等)]

第一百七条 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に (学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 財産目録

[学校法人会計基準 第 43 条 (財産目録の内容)]

第四十三条 法第一百七条第一項第一号に掲げる財産目録は、当該会計年度末現在 (学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日) における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

[学校法人会計基準 第 44 条 (内部取引)]

第四十四条 財産目録の作成に当たっては、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本との相殺消去その他必要とされる事業相互間の項目の相殺消去をするものとする。

[学校法人会計基準 第 45 条 (財産目録の区分)]

第四十五条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。

2 資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

- 一 基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）
 - 二 運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）
 - 三 収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）
- 3 負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。
- 一 固定負債（別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。）
 - 二 流動負債（別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。）
 - 三 収益事業会計負債（収益事業に必要な負債をいう。）

[学校法人会計基準 第46条（財産目録の金額）]

第四十六条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

[学校法人会計基準 第47条（財産目録の様式）]

第四十七条 財産目録の様式は、第八号様式のとおりとする。

[私立学校法施行規則 第43条（財産目録）]

第四十三条 法第百七条第一項第一号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる財産目録は、理事会の決議による承認を受けなければならない。

2 **法第百四条**及び**第百五条**（これらの規定を法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）並びに**第三十条から前条**までの規定は、学校法人（法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人）が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

私立学校法第104、105条➡計算書類等の監査等、計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等

私立学校法施行規則第30条から第42条➡計算関係書類の監査事業報告書等の監査提供書類等

- 二 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿
 - 三 第百条第一項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 2 前項各号に掲げる書類（以下「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4、5、6 （省略）

私立学校振興助成法 第 14 条 (所轄庁への書類の提出等)]

第十四条 **第四条第一項**又は**第九条**に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下この条において「助成対象学校法人」という。）は、収支予算書を作成しなければならない。

[私立学校振興助成法 第 4 条第 1 項

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)]

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

[私立学校振興助成法 第 9 条 (学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)]

第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

- 2 助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（**私立学校法第八十二条第三項**に規定する会計監査人設置学校法人及び**同法第四百三十三條**に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第四項において同じ。）を除く。）は、計算書類（**同法第三百三條第二項**に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三號）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。 少額…1,000万円未満
私立学校振興助成法における所轄庁…私立学校法第四条に規定する所轄庁

[私立学校法 第 82 条第 3 項 (会計監査人の任期)]

- 3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人（**第十八条第二項**の規定に基づき会計監査人を置く学校法人をいう。以下同じ。）が会計監査人を置く旨の寄附行為の定めを廃止する寄附行為の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該寄附行為の変更の効力が生じた時に満了する。

[私立学校法 第 18 条第 2 項 (機関の設置)]

2 学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

[私立学校法 第 143 条 (大臣所轄学校法人等の定義)]

第四百三十三条 この章において「大臣所轄学校法人等」とは、文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が**政令で定める基準**に該当するものをいう。

[私立学校法施行令 第 3 条 (大臣所轄学校法人等の基準)]

第三条 法第四百三十三条（法第五百二十二条第六項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の政令で定める学校法人又は法第五百二十二条第五項の法人の事業の規模に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 最終会計年度（法第三百三條第二項に規定する計算書類につき法第四百四條第三項（法第五百二十二条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けた場合における当該計算書類に係る会計年度のうち最も遅い会計年度をいう。次号及び次条第一項各号において同じ。）に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が十億円以上であること。

- 二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上であること。
- 2 学校法人又は法第百五十二条第五項の法人が最初に法第百四条第三項の承認を受けるまでの間（次条第二項において「計算書類承認前期間」という。）については、前項の基準は、同項の規定にかかわらず、法第百三条第一項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表（次条第二項において「成立時貸借対照表」という。）の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上であることとする。
- 3 法第百四十三条の政令で定める学校法人又は法第百五十二条第五項の法人の事業を行う区域に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 三以上の都道府県の区域内に私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置していること。
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程を置く私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）を設置していること。

[私立学校法 第103条第2項（計算書類等の作成及び保存）]

- 2 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

参照

[令和6年12月9日付6文科高第1457号文部科学省高等教育局私学部長通知
私立学校振興助成法第14条第4項に基づく書類の提出等について（通知）]

- 3 前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行ったときは、**文部科学省令**で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

[私立学校振興助成法施行規則 第1条（監査報告の作成）]

- 第一条 私立学校振興助成法（以下「法」という。）第十四条第三項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。
- 2 法第十四条第二項の監査を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この項及び次条第四号において同じ。）又は監査法人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、公認会計士又は監査法人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 一 当該学校法人の理事、監事及び職員
- 二 その他公認会計士又は監査法人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

4 助成対象学校法人は、**文部科学省令**で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、**第二項ただし書**に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

[私立学校法第 86 条第 2 項（会計監査人の職務等）]

2 会計監査人は、監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。

[私立学校振興助成法 第 14 条第 2 項（ただし書抜粋）（所轄庁への書類の提出等）]

ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

[私立学校法の改正に関する説明資料（令和 7 年 3 月 25 日更新）] P229、230

Q 7：事業報告書の附属明細書とは具体的に何を指しているか。【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 7：事業報告書の附属明細書は、事業報告書の内容を補足する重要な事項を明記するものになります。

どこまでの内容を盛り込むかについては基本的に各学校法人の判断です（附属明細書で補足すべき事項がない場合には、その旨を示した書類を作成してください）。

Q 8：私立学校法施行規則第 2 9 条第 2 項第 2 号において、事業報告書には、いわゆる内部統制の体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を盛り込むことになっているが、これらは毎年度盛り込む必要があるのか。【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 8：いわゆる内部統制の体制の整備については、（毎年度決議を行うわけではないと考えますが、）事業報告書の作成時点で適用されている決議があれば、当該決議について盛り込むとともに、当該決議に基づく体制の運用状況の概要を盛り込んでいただくこととなります。

[私立学校法の改正に関する説明資料（令和 7 年 3 月 25 日更新）] P225、227、228

Q 1：計算書類等の作成期限を、現行の 2 か月から 3 か月に延長する理由は何か。

A 1：会計監査人による会計監査は、理事会承認前の計算書類及び財産目録について行うことを予定していることから、当該監査期間を確保するため、書類の作成期限（理事会承認の期限）を現行より 1 か月延長することとしています。

Q 4：「計算書類等及び事業報告書並びに附属明細書は、毎会計年度終了後 3 月以内に「作成」しなければならない。」とされる。

これまで、計算書類等の所轄庁への「提出」は 6 月 3 0 日までとされていたが、改正法施行後には理事会承認後「6 月末日」を以て評議員会に報告されるケースでも不都合が生じないように、提出期限が延長されるという理解で良いか。【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 4：改正後の私立学校振興助成法第 1 4 条第 4 項より、私立学校振興助成法に基づく計算書類等の所轄庁への提出期限は 6 月末日であり、従来と変更ありません。

そのため私学助成を受ける場合は、期限内に提出できるよう、余裕をもって作成を進めて頂く必要があります。

Q 5：計算書類等の理事会承認期限が毎会計年度終了後 3 ヶ月以内となったが、法人税、消費税の納付期限が 5 月末となっている。

6 月に理事会を開催するのでは計算書類等の確定が納付に間に合わない問題が発生する。

この点についてどのように考えればよいか。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日追加】

A 5：確定申告期限に関して、法人税については「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請」を、消費税については「消費税申告期限延長届出手続」を行うことで、申告期限を延長することができます（法人税の最大延長期間：2か月、消費税の最大延長期間：1か月）。

上記申告延長した場合でも納付期限は延長できませんが、予納（見込納付）の申出を行うことで納付期限までに作成された計算書類案等を元に、理事会承認を待たずに見込みの納付をしていただき、確定申告時に納税額を調整していただくことは可能です。

制度や手続き等の詳細は国税庁ホームページまたは最寄りの税務署へお問い合わせください。

なお、改正後の私学法では、計算書類等の理事会承認期限について会計年度終了後3か月「以内」との期限を設けているのみですので、①改正私学法における監査の対応スケジュールなどを踏まえ、学校法人の判断により5月末までに理事会承認をしていただき、これまで通り5月末までに申告、納付いただくこと、②上記のとおり予納や申告延長のご対応をいただくことは可能です。

[私立学校法の改正に関する説明資料（令和7年3月25日更新）] P231

Q 1：監事と会計監査人の役割分担はどのようになるのか。【令和6年6月14日更新】

A 1：会計監査人を置く学校法人の場合、計算関係書類及び財産目録に関する会計監査は会計監査人が行い（改正後の私立学校法施行規則第34条）、監事は、会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性などを監査することになります（改正後の私立学校法施行規則第35条）。

監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより、監事及び会計監査人による監査機能の実効性を確保することが重要になります。

●私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく公認会計士又は監査法人の監査について

私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく公認会計士又は監査法人の監査については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が、「私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」という実務指針を作成し、ウェブサイトで公表している。

【日本公認会計士協会 非営利法人委員会実務指針第 44 号（2025 年 5 月 22 日）】

「私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」
＜一部抜粋、一部加筆＞

《Ⅰ 本実務指針の範囲及び適用》

《1. 本実務指針の範囲》

1. 本実務指針は、私立学校法第 86 条第 1 項及び第 104 条第 2 項の規定に基づいて会計監査人が実施する監査（以下「私学法監査」という。）及び私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定に基づいて公認会計士又は監査法人が実施する監査（以下「助成法監査」という。）において、留意する事項を取りまとめたものである。

2、3.（省略）

《2. 適用時期》

4. 本実務指針の適用時期は以下のとおりである。

- ・ 本実務指針（2025 年 5 月 22 日）は、2025 年 4 月 1 日以後開始する会計年度に係る監査から適用する。

《3. 背景》

5. 私立学校が社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進することを目的に、2023 年 4 月 26 日に私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（以下「私学法」という。）が改正され、学校法人のガバナンス強化が図られることとなった。

その上、社会的な理解を得るためには、情報開示を通じて社会への説明責任を果たすことが重要であり、計算書類等の会計監査機能を強化するため、私学法において新たに学校法人の機関として会計監査人の設置が規定された（私学法第 18 条第 2 項及び第 104 条第 2 項）。

そして、学校法人会計基準の根拠法令が私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）（以下「助成法」という。）から私学法に、また、財務報告の主な目的が補助金の適正配分からステークホルダーへの情報開示に変更された。

これらにより、2025 年 4 月 1 日に開始する会計年度から一般開示を目的とする財務諸表に対する私学法監査が導入されることとなったが、私学法監査導入後も助成法監査は継続する。

これらの改正に伴い、私学法監査と助成法監査の監査対象範囲が異なることとなった。

そこで、本実務指針は、私学法監査と助成法監査の監査対象範囲を整理する（第 11 項から第 14 項）とともに、監査報告書の留意事項及び文例を示すものである。

《4. 定義》

6. 本実務指針における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 「大臣所轄学校法人等」－文部科学大臣が所轄庁である学校法人及び事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準（私立学校法施行令第 3 条）（※）に該当する知事所轄学校法人（私学法第 143 条）。

（※）政令で定める基準（私立学校法施行令第 3 条）

- ・ 前年度決算において収益（最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額）が 10 億円以上又は負債（最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額）が 20 億円以上である法人

- ・ かつ、3以上の都道府県の区域内に私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置している法人、あるいは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定する広域の通信制の過程を置く私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）を設置している法人

- (2) 「学校法人会計基準」－学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号（最終改正令和6年9月30日））
- (3) 「私学法監査」－学校法人が作成する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録に対し、私学法第86条第1項及び第104条第2項の規定に基づいて会計監査人が実施する監査
- (4) 「助成法監査」－助成法第14条第2項及び第4項、私立学校振興助成法施行規則（以下「助成法施行規則」という。）第2条第4号の規定に基づいて公認会計士又は監査法人が実施する監査
- (5) 「計算書類」－学校法人会計基準第16条に定める貸借対照表及び収支計算書（事業活動収支計算書、資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書）
- (6) 「計算書類の附属明細書」－学校法人会計基準第41条第1項に定める固定資産明細書、借入金明細書、基本金明細書
- (7) 「計算関係書類」－私立学校法施行規則（以下「私学法施行規則」という。）第29条第2項に定める計算書類及びその附属明細書
- (8) 「計算書類等」－私学法第103条第2項に定める計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- (9) 「会計監査人設置学校法人」－会計監査人の設置が法令で義務付けられている大臣所轄学校法人等及び任意で会計監査人を設置している知事所轄学校法人
- (10) 「会計監査人非設置知事所轄学校法人」－知事所轄学校法人で会計監査人を設置していない学校法人
- (11) 「助成対象学校法人」－助成法第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人

《Ⅱ 会計監査人設置の有無による監査制度の枠組み》

《1. 監査制度の概要》

7. 第5項で記載のとおり、私学法監査及び助成法監査の二つの制度が両立するが、両制度で作成する書類及び監査対象は異なる。
8. 私学法において、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示の適正性を確保するため、会計監査人を設置する学校法人では、監事による監査に加え、会計監査人による会計監査が行われる（私学法第104条第2項）。
大臣所轄学校法人等では会計監査人の設置が義務付けられ（私学法第144条第1項）、大臣所轄学校法人等に該当しない知事所轄学校法人においても寄附行為で定めることによって会計監査人を任意に設置することが可能である（私学法第18条第2項）。
9. 助成法に基づく補助金の交付を受けている場合（助成法第14条第2項の規定に基づき、補助金の額が少額として所轄庁の許可を受けている場合は除く。）、補助金の適正配分の観点から助成法監査が必要となる（助成法第14条第2項、第4項及び助成法施行規則第2条第4号）。

《(1)学校法人において作成する書類の一覧》

10. 学校法人が作成する書類は、私学法及び助成法において規定される。

私立学校法	私立学校振興助成法及び同施行規則
<p>【私学法第 103 条第 2 項】</p> <p>計算書類等 計算書類（貸借対照表及び*収支計算書） 計算書類の附属明細書 事業報告書 事業報告書の附属明細書</p> <p>※収支計算書は学校法人会計基準第 16 条により規定 収支計算書 事業活動収支計算書 資金収支計算書 活動区分資金収支計算書</p>	<p>【助成法施行規則第 2 条】</p> <p>事業活動収支内訳表 資金収支内訳表 人件費支出内訳表</p>
<p>【私学法第 107 条第 1 項第 1 号】</p> <p>財産目録</p>	—

《(2)監査対象》

11. 学校法人が受ける会計監査は、①会計監査人を設置している法人か否か、②助成法に規定する補助金の交付を受けているか否かで大きく分かれる。

		①（第 12 項）	
		会計監査人設置学校法人 （任意設置の場合を含む。）	会計監査人非設置学校法人
② （第 13 項）	助成法に規定する補助金の交付あり	私学法監査 助成法監査	助成法監査
	助成法に規定する補助金の交付なし	私学法監査（会計監査報告）	

① 会計監査人を設置している学校法人か否か

12. 会計監査人設置学校法人の私学法監査対象は、計算関係書類及び財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）である（私学法第 86 条第 1 項、私学法施行規則第 24 条）。

② 助成法に規定する補助金の交付を受けているか否か

13. 助成法監査においては所轄庁が指定した範囲が監査対象となる。

ただし、私学法監査を受けている学校法人については、助成法の所轄庁提出書類に私学法の会計監査報告書が含まれるため、会計監査人の監査対象である計算関係書類については助成法監査の監査意見対象外となる（助成法第 14 条第 2 項）。

14. 会計監査人非設置知事所轄学校法人で、かつ、助成法に規定する補助金の交付を受けていない、若しくは補助金の額が少額のため、所轄庁の許可により監査を免除されている場合は、私学法監査及び助成法監査のいずれも受ける義務はない。

監査対象及びその他の記載内容

学校法人が作成する書類	会計監査人設置学校法人 (任意設置の場合を含む。)		会計監査人 非設置学校法人
	私学法監査	助成法監査	*助成法監査
私学法第 103 条第 2 項			
計算書類 貸借対照表 事業活動収支計算書 資金収支計算書 活動区分資金収支計算書	○ (第 28 項)	* (第 45 項)	○ (第 48 項)
計算書類の附属明細書	○ (第 28 項)	* (第 45 項)	○ (第 48 項)
事業報告書	* (第 35 項)	—	—
事業報告書の附属明細書	* (第 35 項)	—	—
私学法第 107 条第 1 項第 1 号			
財産目録 (貸借対照表に対応する項目) (上記以外)	○ (第 30 項) * (第 35 項)	* (第 45 項)	—
助成法施行規則第 2 条			
事業活動収支内訳表	—	* (第 45 項)	* (第 58 項)
資金収支内訳表	—	* (第 45 項)	* (第 58 項)
人件費支出内訳表	—	○ (第 40 項)	○ (第 50 項)

(※) 前提：会計監査人非設置学校法人の助成法監査において監査事項として計算関係書類及び人件費支出内訳表が指定されている場合

○：監査対象

*：監査報告書において「その他の記載内容」となる書類

(第 28 項)

会計監査人設置学校法人は、計算関係書類（学校法人会計基準第 16 条に規定する計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及びその附属明細書）（学校法人会計基準第 2 条第 1 項）の作成が求められ、計算書類に記載される重要な会計方針及び注記事項を含めて会計監査の対象となる（私学法第 86 条第 1 項）。

学校法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算関係書類を作成しなければならないとされている（私学法第 103 条第 2 項）。

(第 30 項)

学校法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、財産目録を作成しなければならない（私学法第 107 条第 1 項第 1 号）。

財産目録の様式では、「名称」「数量」及び「金額」等を記載するものとされる（学校法人会計基準第 43 条、第 47 条第 8 号様式）。財産目録は、貸借対照表と整合して作成されるものである。

会計監査人は、財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）を監査する（私学法第 86 条第 1 項、私学法施行規則第 24 条）。

この場合において、監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない（私学法第 86 条第 2 項）。

したがって、監査報告書の文例上、財産目録も会計監査人の意見の対象としている。

ただし、学校法人会計基準では財産目録が計算書類の範囲には含まれないことから、独立した「財産目録に対する意見」区分を設け、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表に整合して作成されているかについて意見を表明することとした。

（第 35 項）

監査人は、その他の記載内容を通読し、財務諸表及び監査人が監査の過程で得た知識とその他の記載内容に重要な相違があるかどうかを検討することとされている（監基報 720 第 3 項参照）。

また、その他の記載内容を通読する過程において、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容について、重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払わなければならないとされている（監基報 720 第 14 項参照）。

「その他の記載内容」とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち、当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいい、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報であるとされている。

さらに、年次報告書は、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、又は添付されているものとされている（監基報 720 第 11 項参照）。

学校法人における年次報告書としては、私学法第 103 条第 2 項に規定される計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）及び私学法第 107 条第 1 項第 1 号に規定される財産目録が該当する。

（第 40 項）

助成法施行規則第 2 条に基づき、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表を所轄庁に提出することが求められる。

そのうち、人件費支出内訳表は助成法施行規則第 2 条第 4 号において、公認会計士又は監査法人の監査報告の提出が求められており、助成法に基づく監査の対象は所轄庁の定めにより人件費支出内訳表となる。

（第 45 項）

助成法に基づく監査の対象となっているのは人件費支出内訳表のみのため、それ以外の書類、すなわち計算書類及びその附属明細書、事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表、財産目録並びに助成法施行規則第 2 条に基づき所轄庁が提出を求めた書類が、監基報 720 の「その他の記載内容」に該当する。

このため、監査人は、「その他の記載内容」を通読し、通読した結果の追加的な対応等については、監基報 720 に従って対応することとなる（監基報 720 第 13 項から第 24 項参照）。

財産目録は助成法に基づく提出書類ではないが、私学法監査の監査報告書と一体であり、結果的に財産目録も所轄庁へ提出することになるため、助成法監査における「その他の記載内容」に該当する。

また、助成法施行規則第 2 条に基づき、所轄庁が提出を求めた書類がある場合、当該書類も「その他の記載内容」に該当する。

なお、事業報告書は助成法に基づく提出書類に含まれないため、助成法監査における「その他の記載内容」には該当しない。

(第 48 項)

助成法に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、計算書類及びその附属明細書（計算関係書類）について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない（助成法第 14 条第 2 項）。

(第 50 項)

助成法施行規則第 2 条において、助成法第 14 条第 4 項の規定による所轄庁への書類の提出に際して添付しなければならない書類が規定されており、助成対象学校法人が作成すべき内訳表として、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表の 3 表が示されている（助成法施行規則第 2 条第 1 号から第 3 号）。

そのうち、人件費支出内訳表については、同規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告が求められている（助成法施行規則第 2 条第 4 号）。

したがって、助成法の監査対象は人件費支出内訳表となる。

(第 58 項)

監査人は、その他の記載内容を通読し、財務諸表及び監査人が監査の過程で得た知識とその他の記載内容に重要な相違があるかどうかを検討することとされている（監基報 720 第 3 項参照）。

また、その他の記載内容を通読する過程において、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容について、重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払わなければならないとされている（監基報 720 第 14 項参照）。

「その他の記載内容」とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいい、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報であるとされている。

さらに、年次報告書は、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、又は添付されているものとされている（監基報 720 第 11 項参照）。

助成法監査においては、所轄庁の通知によって所轄庁に提出される計算関係書類として一式で編綴される書類には、意見表明の対象の書類と対象外の書類がある。

年次報告書が、計算関係書類及び監査報告書を含む文書であることを考慮すると、当該編綴された書類一式が、監基報 720 の「年次報告書」に該当する。

したがって、編綴された書類のうち意見表明の対象外である書類は、同じく監基報 720 の「その他の記載内容」に該当する。

会計監査人非設置知事所轄学校法人の助成法監査においては、事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表が、その他の記載内容に該当するが、所轄庁の通知によって所轄庁に提出される計算関係書類として一式で編綴される書類がある場合には当該書類もその他の記載内容に該当する。

このため、監査人は、「その他の記載内容」を通読し、通読した結果の追加的な対応等については、監基報 720 に従って対応することとなる（監基報 720 第 13 項から第 24 項参照）。

《(3) 学校法人会計基準又は所轄庁の指示に基づく会計処理の特例》

15. 会計監査人非設置知事所轄学校法人の場合は、計算関係書類を作成するに際し、学校法人会計基準又は所轄庁の指示に基づく会計処理等の特例を適用することが認められる。

学校法人会計基準で規定されている特例は、学校法人会計基準第 48 条から第 50 条に規定された会計処理等で、所轄庁の指示に基づく会計処理等の特例は、各都道府県知事の通知に記載されており、具体的には下表のような会計処理等がある。

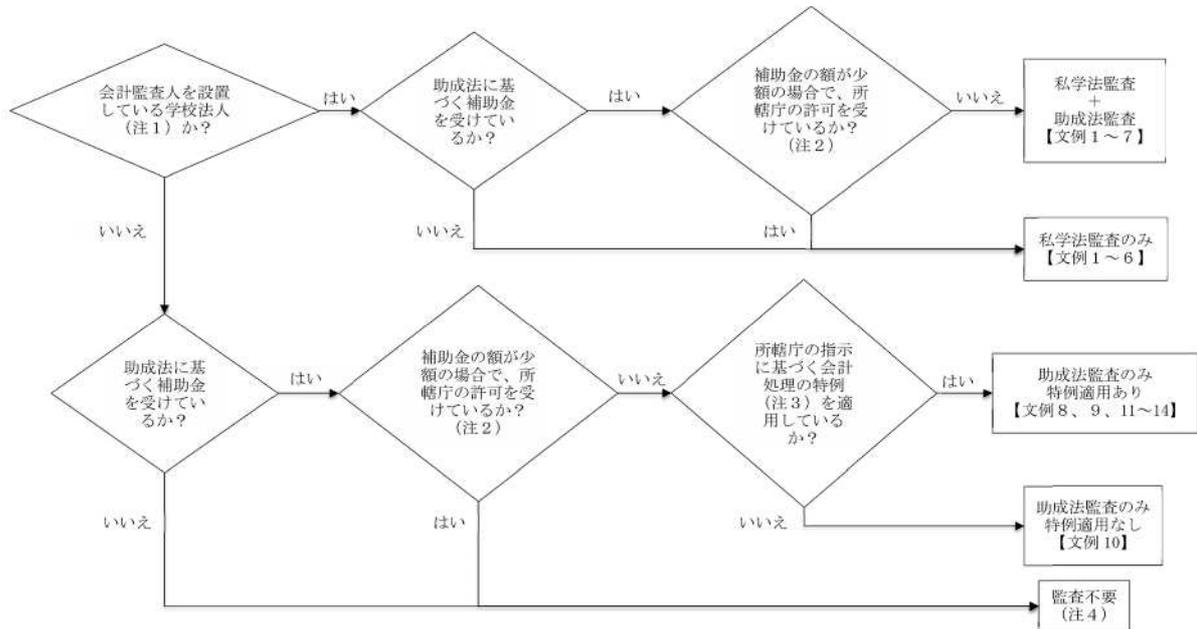
なお、当該特例の適用は会計監査人非設置知事所轄学校法人に限定されており、私学法監査の対象となる会計監査人設置学校法人は特例の適用が認められない（学校法人会計基準第 48 条から第 50 条）。

特例事項	根拠	高等学校の有無	
		設置あり	設置なし
徴収不能引当金の計上の省略	学校法人会計基準第 48 条	○	○
第 4 号基本金の全部又は一部を組み入れないこと	学校法人会計基準第 49 条	×	○
「活動区分資金収支計算書」作成の省略	学校法人会計基準第 50 条	×	○
「基本金明細書」作成の省略	学校法人会計基準第 50 条	×	○
「教育研究経費（支出）」と「管理経費（支出）」の科目区分を「経費」の科目に代えること	学校法人会計基準 別表第二の注 4 別表第三の注 4	○	○
「教育研究用機器備品（支出）」と「管理用機器備品（支出）」の科目区分を「機器備品（支出）」の科目に代えること	学校法人会計基準 別表第一の注 2 別表第三の注 5	○	○
このほか、都道府県知事が個別に特例事項を設定している可能性がある。			

16. 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、所轄庁の指示に基づく会計処理の特例を適用するか否かを選択できるが、適用した場合と適用しない場合とで財務報告の枠組みが準拠性の枠組みとなるか、適正表示の枠組みとなるかが異なる。

《(4) 監査報告書の文例との対応関係》

17. 第 11 項から第 16 項の場合分けに基づき、*監査報告書の文例との対応関係を示すと次のとおりとなる



(注1) 大臣所轄学校法人、知事所轄学校法人で大臣所轄学校法人と同等の扱いとなる学校法人（私学法第 143 条）

寄附行為の定めで会計監査人を任意に設置する学校法人（私学法第 18 条第 2 項）も含む。

(注2) 補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたとき、監査不要となる（助成法第 14 条第 2 項）。

(注3) 会計処理の特例は第 15 項参照

(注4) 新制度移行園が施設型給付費に係る外部監査費加算を受ける場合は、監査が必要（平成 27 年内閣府告示第 49 号）であるため留意する。

また、市町村によっては、新制度移行園が公認会計士又は監査法人による外部監査を受けた場合には、市町村による通常の会計監査の対象外となることもあるので、所管の市町村に確認するように説明が必要であること。

なお、運営面の適正さを担保するために、市町村による定期的な指導監督又は当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合の監査等は実施するとのこと。

※ 監査報告書の文例については、「私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」（日本公認会計士協会 非営利法人委員会実務指針第 44 号（2025 年 5 月 22 日））を参照ください。

●決算書及び予算書の提出について

[私立学校振興助成法施行規則 第2条 (所轄庁への提出書類)]

第二条 **法第十四条第四項**の規定による所轄庁への書類の提出は、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

[私立学校振興助成法 第14条第4項 (所轄庁への書類の提出等)]

- 4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、**私立学校法第八十六条第二項**の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、**第二項ただし書**に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

[私立学校法 第86条第2項 (会計監査人の職務等)]

- 2 会計監査人は、監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。

[私立学校振興助成法 第14条第2項 (ただし書抜粋) (所轄庁への書類の提出等)]

ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

一 事業活動収支内訳表

[私立学校振興助成法施行規則 第3条 (事業活動収支内訳表の記載方法等)]

第三条 前条第一号に掲げる事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書（学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第十六条第二号イに掲げる事業活動収支計算書をいう。）に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

- 一 学校法人（次号から第五号までに掲げるものを除く。）
- 二 各学校（専修学校及び各種学校を含み、次号から第五号までに掲げるものを除く。）
- 三 研究所
- 四 各病院
- 五 農場、演習林その他前二号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

2 事業活動収支内訳表の様式は、第一号様式のとおりとする。

二 資金収支内訳表

[私立学校振興助成法施行規則 第4条 (資金収支内訳表の記載方法等)]

第四条 第二条第二号に掲げる資金収支内訳表には、資金収支計算書（学校法人会計基準第十六条第二号ロに掲げる資金収支計算書をいう。次条第一項及び附則第四条第四項において同じ。）に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を前条第一項に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

- 2 前条第一項第二号に掲げる部門の記載に当たっては、二以上の学部を置く大学にあつては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、二以上の学科を置く短期大学にあつては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、二以上の課程を置く高等学校にあつては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載しなければならない。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。

- 3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。
- 4 通信による教育を行う大学に係る第二項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。
- 5 資金収支内訳表の様式は、第二号様式のとおりとする。

三 人件費支出内訳表

[私立学校振興助成法施行規則 第4条（資金収支内訳表の記載方法等）]

- 第五条 第二条第三号に掲げる人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を第三条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。
 - 3 人件費支出内訳表の様式は、第三号様式のとおりとする。

四 人件費支出内訳表が第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類

[愛知県告示 第76号]

- 第2条 私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告とする。

5. 役員等の報酬等の支給の基準関係

[標準的寄付行為 第51条(役員及び評議員の報酬)]

第51条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

[私立学校法 第100条(役員及び評議員に対する報酬等)]

第百条 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この条において同じ。)について、**文部科学省令**で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

[私立学校法施行規則 第28条(報酬等の支給の基準に定める事項)]

第二十八条 法第百条第一項(**法第百五十二条第六項**において準用する場合を含む。)の役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、役員及び評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

[私立学校法 第152条第6項(私立専修学校等)]

6 第三章及び前章(第百四十八条第四項を除く。)の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第三章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

[標準的寄付行為 第36条第2項第4号(評議員会の職務等)]

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更

[私立学校法 第66条第2項第2号(評議員会の職務等)]

2 評議員会は、次に掲げる職務を行う。

二 この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。

[私立学校法の改正に関する説明資料(令和7年3月25日更新)] P237

Q1: 報酬等の支給の基準について、内容に変更が無い場合であっても、毎会計年度毎に作成しなければならないのか。【令和5年12月12日更新】

A1: 内容に変更がない場合には、理事会において報酬基準の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成・公表すれば足りるものと考えます。

なお、その際の記載箇所や記載ぶりの詳細については、各学校法人のご判断で決定いただくものと考えています。

6. 自己の職務の執行の状況の理事会への報告関係

[標準的寄附行為 第16条(理事の報告義務)]

第16条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

[私立学校法 第39条(理事の報告義務等)]

第三十九条 第三十七条第五項の規定により学校法人の業務を執行する理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事 (第九十四条第一項及び第二項において「業務執行理事等」という。)は、毎会計年度に4月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

[私立学校法 第37条第5項(理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事)]

5 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、次項から第八項までの規定に従い、学校法人の業務を執行する。

[私立学校法 第94条第1、2項(責任限定契約)]

第九十四条 第九十一条の規定にかかわらず、学校法人は、理事(業務執行理事等及び当該学校法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為をもって定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる旨を寄附行為をもって定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事、監事又は会計監査人が当該学校法人の業務執行理事等又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

7. 理事の選任関係

[標準的寄付行為 第6条 (理事選任機関)]

(例1：評議員会を理事選任機関とする場合)

第6条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

(例2：独立した理事選任機関を置く場合)

第6条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事〇名、評議員〇名、学外有識者〇名とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。
- 3 理事選任機関の構成員の任期は、〇年とする。
- 4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。
- 5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第4項に規定する者をいう。以下この項及び第28条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

(例3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

第6条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- (1) 理事会
 - (2) 評議員会
 - (3) 外部理事選任委員会
- 2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 理事会 全ての理事
 - (2) 評議員会 全ての評議員
 - (3) 外部理事選任委員会 学外有識者〇名
- 3 外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。
 - 4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、〇年とする。
 - 5 外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。
 - 6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
 - 7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
 - 8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあつては理事長をいい、外部理事選任委員会にあつては第5項に規定する者をいう。以下この項及び第28条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

[私立学校法 第29条（理事選任機関）]

第二十九条 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもつて定める。

[私立学校法 第30条（理事の選任等）]

第三十条 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。

- 2 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 理事選任機関は、理事を選任する場合に、文部科学省令で定めるところにより、理事の総数が五人（五人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数）を下回る事となるときに備えて補欠の理事を選任することができる。

[私立学校法施行規則 第9条（補欠の理事の選任）]

第九条 法第三十条第三項（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による補欠の理事の選任については、この条の定めるところによる。

- 2 法第三十条第三項の規定により補欠の理事を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- 一 当該候補者が補欠の理事である旨
 - 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名
 - 三 同一の理事（二人以上の理事の補欠として選任した場合にあつては、当該二人以上の理事）につき二人以上の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位
 - 四 補欠の理事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続
 - 五 補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間

- 4 学校法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

[標準的寄付行為 第7条（理事の選任）]

（例1：評議員会を理事選任機関とする場合）

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長（園長）のうちから評議員会において選任した者 ○名 ➡ 1号理事
- (2) 前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者 ○名 ➡ 2号理事

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(1号理事)

(校長（園長）)

3 理事選任機関は、理事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(例2：独立した理事選任機関を置く場合)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 校長のうちから理事選任機関において選任した者 〇名

(2) 前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者 〇名

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 理事選任機関は、理事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(例3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 校長のうちから理事会において選任した者 〇名

(2) 評議員会において選任した者 〇名

(3) 外部理事選任委員会において選任した者 〇名

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

[標準的寄付行為 第8条 (理事の資格及び構成)]

第8条 理事の選任に当たっては、**私立学校法第31条**に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

[私立学校法 第31条 (理事の資格及び構成)]

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として**文部科学省令**で定めるもの

[私立学校法施行規則 第10条 (職務の適正な執行ができない者)]

第十条 法第三十一条第一項第二号(法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

三 **学校教育法第九条各号**のいずれかに該当する者

[学校教育法 第9条]

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 学校法人が**第百三十五条第一項**の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの

[私立学校法 第 135 条第 1 項 (解散命令)]

第百三十五条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

2 **第三十三条第三項**若しくは**第四十八条第二項**の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は**第百三十三条第十項**の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者 (**第四十六条第一項第二号**及び**第六十二条第二項**において「被解任役員」という。)は、当該学校法人の理事となることができない。

[私立学校法 第 33 条第 3 項 (理事の解任)]

第三十三条 理事選任機関は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、当該理事を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 三 その他寄附行為をもつて定める事由があるとき。

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかつたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があつた日から二週間を経過した日から三十日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。

[私立学校法 第 48 条第 2 項 (監事の解任)]

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。

[私立学校法 第 133 条第 10 項 (措置命令等)]

10 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員又は評議員の解任を勧告することができる。

[私立学校法 第 46 条第 1 項第 2 号 (監事の資格)]

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- 二 被解任役員

[私立学校法 第 62 条第 2 項 (評議員の資格及び構成)]

2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。

3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。

4 理事には、次に掲げる者が含まなければならない。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校（二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。）
- 二 その選任の際^①現に当該学校法人の役員及び^②職員並びに^③子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び^④子法人に使用される者のいづれでもない者

[私立学校法施行規則 第11条（子法人）]

第十一条 法第三十一条第四項第二号（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 当該学校法人（法第一百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。）又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人
- 二 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人
 - イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員
 - ロ 当該学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者
 - ハ 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者
- ニ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者

5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいづれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいづれでもない者とみなす。

6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。

[私立学校法施行規則 第12条（特別利害関係）]

第十二条 法第三十一条第六項（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 一方の者が他方の者の使用人である関係
- 三 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係
- 四 一方の者が他方の者の前二号に掲げる関係の者の配偶者である関係
- 五 一方の者が他方の者の第一号から第三号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係

7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

[標準的寄付行為 第9条 (理事の任期)]

第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

☞ 同じ理事を、再任（重任）することができるが、必ず選任手続きを行うこと。

[私立学校法 第32条 () 理事の任期]

第三十二条 理事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、四年以内とする。

2 前項の規定により理事について寄附行為をもつて定める期間は、第四十七条第一項の規定により監事について寄附行為をもつて定める期間及び第六十三条第一項の規定により評議員について寄附行為をもつて定める期間を超えてはならない。

3 第一項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期を当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

[私立学校法 第69条第1項 (評議員会の招集の時期)]

第六十九条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

[私立学校法 第47条第1項 (監事の任期)]

第四十七条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。

[私立学校法 第63条第1項 (評議員の任期)]

第六十三条 評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。

[標準的寄付行為 第11条 (理事に欠員を生じた場合の措置)]

第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

[私立学校法 第34条第4項 (理事に欠員を生じた場合の措置)]

3 理事のうち、その定数の五分之一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

8. 監事の選任関係

[標準的寄付行為 第22条(監事の選任)]

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

[私立学校法 第45条(監事の選任等)]

第四十五条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。

- 2 前項の規定により監事を選任する場合には、**文部科学省令**で定めるところにより、監事の総数が二人（二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数）を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる。

[私立学校法施行規則 第17条(補欠の監事の選任)]

第十七条 **第九条**の規定は、法第四十五条第二項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による補欠の監事の選任について準用する。

[私立学校法施行規則 第9条(補欠の理事の選任)]

第九条 **法第三十条第三項**（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による補欠の理事の選任については、この条の定めるところによる。

[私立学校法 第33条第3項(理事の解任)]

- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかつたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があつた日から二週間を経過した日から三十日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。

- 2 法第三十条第三項の規定により補欠の理事を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の理事である旨
- 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名
- 三 同一の理事（二人以上の理事の補欠として選任した場合にあつては、当該二人以上の理事）につき二人以上の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位
- 四 補欠の理事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続
- 五 補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間

- 3 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

[標準的寄付行為 第23条(監事の資格)]

第23条 監事の選任に当たっては、**私立学校法第31条第3項**及び**第6項**並びに**第46条**に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

[私立学校法 第31条第3、6項(理事の資格及び構成)]

- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として**文部科学省令**で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。

[私立学校法施行規則 第12条(特別利害関係)]

第十二条 法第三十一条第六項（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 一方の者が他方の者の使用人である関係
- 三 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係
- 四 一方の者が他方の者の前二号に掲げる関係の者の配偶者である関係
- 五 一方の者が他方の者の第一号から第三号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係

[私立学校法 第46条(監事の資格)]

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- 一 **第三十一条第一項各号**に掲げる者

[私立学校法 第31条第1項(理事の資格及び構成)]

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として**文部科学省令**で定めるもの

[私立学校法施行規則 第10条(職務の適正な執行ができない者)]

第十条 法第三十一条第一項第二号（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- 三 **学校教育法第九条各号**のいずれかに該当する者

[学校教育法 第9条]

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 学校法人が**第百三十五条第一項**の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの

[私立学校法 第135条第1項（解散命令）]

第百三十五条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

二 被解任役員

- 2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。
- 3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

[標準的寄付行為 第24条（監事の任期）]

第24条 監事の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。

[私立学校法 第47条（監事の任期）]

第四十七条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する**第六十九条第一項**の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。

[私立学校法 第69条第1項（評議員会の招集の時期）]

第六十九条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

- 2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

[標準的寄付行為 第26条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）]

第26条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

[私立学校法 第49条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）]

第四十九条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

[標準的寄付行為 第26条（監事に欠員を生じた場合の措置）]

第27条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

[私立学校法 第50条（監事に欠員を生じた場合の措置）]

第五十条 監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて監事の総数が二人（二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事（同項の一時監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

2 監事の総数が二人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 監事のうち、その定数の二分之一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

9. 評議員の選任関係

[標準的寄付行為 第31条 (評議員の選任)]

(例1: 評議員会で評議員を選任する場合)

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 ○○名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから選任した者 ○○名
- (3) 学識経験者のうちから選任した者 ○○名

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(例2: 充て職や複数の機関で評議員を選任する場合)

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で評議員会において選任した者 ○○名
- (2) ○○○○学校校長
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、評議員会において選任した者 ○○名
- (4) 学識経験者のうちから、第4号評議員選任委員会において選任した者 ○○名

2 前項第1号及び第2号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 第1項第2号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

4 第4号評議員選任委員会は、学外有識者○名で構成する。

5 評議員会及び第4号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

[私立学校法 第61条 (評議員の選任等)]

第六十一条 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、選任する。

2 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない。

3 学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

[標準的寄付行為 第32条(評議員の資格)]

第32条 評議員の選任に当たっては、**私立学校法第31条第3項**及び**第6項**、**第46条第2項及び第3項**並びに**第62条**に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

[私立学校法 第31条第3、6項(理事の資格及び構成)]

- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係(一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として**文部科学省令**で定めるものをいう。以下同じ。)を有するものであつてはならない。

[私立学校法施行規則 第12条(特別利害関係)]

第十二条 法第三十一条第六項(法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 一方の者が他方の者の使用人である関係
- 三 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係
- 四 一方の者が他方の者の前二号に掲げる関係の者の配偶者である関係
- 五 一方の者が他方の者の第一号から第三号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係

[私立学校法 第46条第2、3項(監事の資格)]

- 2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員(監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。)若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。
- 3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

[私立学校法 第62条(評議員の資格及び構成)]

第六十二条 **第三十一条第一項各号**に掲げる者は、評議員となることができない。

[私立学校法 第31条第1項]

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として**文部科学省令**で定めるもの

[私立学校法施行規則 第10条]

第十条 法第三十一条第一項第二号(法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- 三 **学校教育法第九条各号**のいずれかに該当する者

[学校教育法 第9条]

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者

- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 学校法人が**第百三十五条第一項**の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの

[私立学校法 第 135 条第 1 項 (解散命令)]

第百三十五条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

[標準的寄付行為 第 33 条 (評議員の任期)]

第 33 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

[私立学校法 第 63 条 (評議員の任期)]

第六十三条 評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する**第六十九条第一項**の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。

[私立学校法 第 69 条第 1 項 (評議員会の招集の時期)]

第六十九条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を当該退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

10. 理事会の議事録関係

[標準的寄付行為 第 21 条 (議事録)]

第 21 条 理事会の議事については、**法令で定める**ところにより、議事録を作成しなければならない。

👉 私立学校法及び私立学校法施行規則

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第 46 条第 2 項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

[私立学校法 第 43 条 (理事会の議事録)]

第四十三条 理事会の議事については、**文部科学省令**で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

[私立学校法施行規則 第 15 条 (理事会の議事録)]

第十五条 法第四十三条第一項（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 （省略）
 - 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - 五 次に掲げる規定（ロからニまでに掲げる規定を法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第四十条（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十二条第二項
 - ロ 法第五十五条第一項

[私立学校法 第 55 条 (理事会及び評議員会への出席義務等)]

第五十五条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

ハ及びニ （省略）

六 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称

七 理事会の議長が存するとき、議長の氏名

4 （省略）

- 2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事（議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた二人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあつては、当該理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 3 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、**文部科学省令**で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

[私立学校法施行規則 第16条 (理事会の議事録に係る電子署名)]

第十六条 法第四十三条第三項（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

- 4 理事会の決議に参加した理事であつて第一項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 5 学校法人は、理事会の日から十年間、第一項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 6 及び7 (省略)

11. 評議員会の議事録関係

[標準的寄付行為第46条(議事録)]

第46条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

[私立学校法 第78条(評議員会の議事録)]

第七十八条 評議員会の議事については、**文部科学省令**で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

[私立学校法施行規則 第23条(評議員会の議事録)]

第二十三条 法第七十八条第一項(法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 評議員会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨

イ 法第五十七条第一項(法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第五十七条第二項(法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定により監事が招集したもの

ハ 法第七十一条第一項(法第四百七十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第七十二条第一項(法第四百七十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定により評議員が招集したもの

三 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

五 次に掲げる規定(リ及びヌに掲げる規定を除き、これらの規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十九条第三項(3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。)

ロ 法第四十九条第四項(4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。)

ハ 法第五十四条(第五十四条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。)

ニ 法第五十五条第一項(第五十五条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。)

- ホ 法第五十六条第二項（2 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。）
- ヘ 法第八十三条第三項（3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。）
- ト 法第八十四条第三項（3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。）
- チ 法第八十四条第四項（4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。）
- リ 法第八十七条（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。又において同じ。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十九条第一項（第九十九条 第一百七十七条第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時社員総会に出席して意見を述べるができる。）
- ヌ 法第八十七条において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十九条第二項（2 定時社員総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。）
- ル 法第五十五条第三項（3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。）
- 六 評議員会に出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称
- 七 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 八 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名
- 4 法第七十九条（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合には、評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
- 一 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容
 - 二 評議員会への報告があつたものとみなされた日
 - 三 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

2 学校法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 (省略)

12. 監事の職務関係

[標準的寄付行為 第28条(監事の職務)]

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この①法人の業務及び②財産の状況並びに③理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) から(6)省略

[私立学校法 第52条(監事の職務)]

第五十二条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 二 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。
- 三 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。
- 四 この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務
- 六 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより監事が行うこととされた職務

[私立学校法 第104条(計算書類等の監査等)]

第一百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

[私立学校法施行規則 第30条(計算関係書類の監査)]

第三十条 法第一百四条第一項及び第二項(これらの規定を法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の監査(計算関係書類(各会計年度に係るものに限る。以下この節において同じ。)に係るものに限る。以下この節において同じ。)については、この節に定めるところによる。

[私立学校法 第152条第6項(私立専修学校等)]

6 第三章及び前章(第一百四十八条第四項を除く。)の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第三章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する監査には、公認会計士法第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

[公認会計士法 第2条第1項(財務に関する監査、分析その他の実務)]

第二条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

[私立学校法施行規則 第31条 (監査報告の内容)]

第三十一条 監事（会計監査人を置く学校法人（法第五十二条第六項の規定において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この節において同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
 - 二 計算関係書類が当該学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
 - 三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
 - 四 追記情報
 - 五 監査報告を作成した日
- 2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項をいう。
- 一 会計方針の変更
 - 二 重要な偶発事象
 - 三 重要な後発事象

[私立学校法施行規則 第32条 (監査報告の通知期限等)]

第三十二条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
 - 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
 - 三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日
- 2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。
- 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事
- 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

[私立学校法施行規則 第 39 条 (事業報告書等の監査)]

第三十九条 法第四百四条第一項（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の監査（事業報告書及びその附属明細書に係るものに限る。以下この節において同じ。）については、この節に定めるところによる。

[私立学校法施行規則 第 40 条 (監査報告の内容)]

第四十条 監事は、事業報告書及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 事業報告書及びその附属明細書が法令又は寄附行為に従い当該学校法人（法第一百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この節において同じ。）の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 三 当該学校法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたときは、その事実
- 四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 五 第二十九条第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

[私立学校法施行規則 第 41 条 (監査報告の通知期限等)]

第四十一条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告書及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該事業報告書を受領した日から四週間を経過した日
 - 二 当該事業報告書の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
 - 三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 2 事業報告書及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告書及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。
- 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告書及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事
- 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

3 前二項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第一項及び第百六条において同じ。）の内容を踏まえて行うものとする。

[標準的寄付行為 第47条第1項（役員の出席等）]

第47条 理事長、（代表業務執行理事、業務執行理事）及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

[私立学校法 第55条]

第五十五条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 **第三十九条第二項**の規定は、監事について準用する。

[私立学校法 第39条第2項]

2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

13. 財産目録関係

[標準的寄付行為 第59条(事業報告及び決算)]

第59条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

[標準的寄付行為 第60条(財産目録等の備置き及び閲覧等)]

第60条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第66条第2号において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄付行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

[私立学校法 第107条(財産目録等の作成、備置き及び閲覧等)]

第一百七条 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に(学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 財産目録

[学校法人会計基準 第43条(財産目録の内容)]

第四十三条 法第一百七条第一項第一号に掲げる財産目録は、当該会計年度末現在(学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日)における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

[学校法人会計基準 第44条(内部取引)]

第四十四条 財産目録の作成に当たっては、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本との相殺消去その他必要とされる事業相互間の項目の相殺消去をするものとする。

[学校法人会計基準 第45条(財産目録の区分)]

第四十五条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。

- 2 資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。
- 一 基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）
 - 二 運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）
 - 三 収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）
- 3 負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。
- 一 固定負債（別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。）
 - 二 流動負債（別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。）
 - 三 収益事業会計負債（収益事業に必要な負債をいう。）

[学校法人会計基準 第46条（財産目録の金額）]

第四十六条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

[学校法人会計基準 第47条（財産目録の様式）]

第四十七条 財産目録の様式は、第八号様式のとおりとする。

[私立学校法施行規則 第43条（財産目録）]

第四十三条 法第七十七条第一項第一号（法第一百五十二条第六項）において準用する場合を含む。）に掲げる財産目録は、理事会の決議による承認を受けなければならない。

[私立学校法 第152条第6項（私立専修学校等）]

6 第三章及び前章（第百四十八条第四項を除く。）の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第三章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

- 2 法第百四条及び第百五条（これらの規定を法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）並びに第三十条から前条までの規定は、学校法人（法第一百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人）が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

[私立学校法 第104条（計算書類等の監査等）]

第百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

3 前二項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第一項及び第百六条において同じ。）の内容を踏まえて行うものとする。

[私立学校法 第105条

(計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等)]

第二百五条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。

2 理事は、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。

3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

二 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿

三 第一百条第一項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

2 前項各号に掲げる書類（以下「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

4 学校法人は、財産目録等の写しを、当該会計年度に係る定時評議員会の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、財産目録等を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

5 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

6 前項の規定にかかわらず、学校法人は、第一項第二号の名簿について前項各号に掲げる請求があつた場合には、当該名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。

14. 資産総額の変更登記関係

[標準的寄附行為 第 61 条 (資産総額の変更登記)]

第 61 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

[組合等登記令 第 3 条 (変更の登記)]

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

[組合等登記令 第 2 条第 2 項 (設立の登記)]

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

学校法人 私立学校法第五十二条 第五項の法人	私立学校法 (昭和二十四年法 律第二百七十号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称
------------------------------	-------------------------------	--

2 (省略)

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

[私立学校法施行令 第 6 条 (登記の届出等)]

第六条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第五十二条第五項の法人は、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

[私立学校法 第 152 条第 5 項 (私立専修学校等)]

5 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

[私立学校法の改正に関する説明資料 (令和 7 年 3 月 25 日更新)] P229

Q 6 : 組合等登記令第 3 条第 3 項において「資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内」となっていることと関連して、現行私学法第 4 6 条「毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告」することから、改正私学法第 1 0 3 条第 2 項においては「毎会計年度終了後 3 月以内に計算書類等を作成」と改められたため、6 月末までに資産の総額の変更登記をおこなえるよう、定時評議員会の日程を定める、という理解でよろしいか。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日追加】

A 6 : 法人として前年度末資産総額を示す財産目録を作成するのは理事会であり (財産目録の「作成」は、理事会承認を持って完了)、評議員会には報告となります
法的な公示力等を生じさせるという登記の性質を踏まえると、財産目録の備え置き・閲覧が開始されるタイミングと合わせ、評議員会報告が終了してからの登記とすることが望ましいと考えます。

15. 競業及び利益相反取引の制限関係

[標準的寄附行為 第20条(決議)]

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

[私立学校法 第42条第3項(理事会の決議)]

3 前二項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

[私立学校法 第40条(一般社団・財団法人法の規定の準用)]

第四十条 一般社団・財団法人法第七十八条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は、学校法人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十条中「代表理事」とあるのは「理事長若しくは代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、「承認」とあるのは「決議による承認」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあっては、監事)」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

[一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第84条

(競業及び利益相反取引の制限)]

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

[一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第92条

(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)]

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。